

## 松山地方裁判所委員会（第28回）議事概要

### 1 日時

平成28年10月26日（水）午後3時00分から午後4時30分まで

### 2 場所

松山地方裁判所大会議室（5階）

### 3 出席者

（委員） 宇都宮嘉忠，越智やよい，兼平裕子，河合裕行，菊池薫，岸田克志，久保井恵子，長井基裕，真鍋正臣（五十音順）

（オブザーバー） 松山地方検察庁 松下広報官

（事務担当者） 高津民事首席書記官，今井刑事首席書記官，高橋事務局長，高橋総務課長，渡邊総務課課長補佐

### 4 議事（■委員長，□委員）

（1）松山地方裁判所長あいさつ

（2）広報活動の取組状況の説明

ア 松下広報官から松山地方検察庁の取組状況について説明した。

イ 高橋総務課長から松山地方裁判所の取組状況について説明した。

（3）意見交換

■ さらに充実した活動を行うための改善点などの意見をお願いしたい。

□ 紹介のあった活動は，いずれもスポット的なもので，参加人数も多くて50人程度と全生徒の数からいえば微々たるものであることから広がりが少ない。学校の中でカリキュラムを組まないと法教育の推進には十分な効果を上げることができないのではないか。

■ 法教育自体は，学習指導要領で言及されており，学校を始めとする各所で認知されていることと理解しており，それを前提として裁判所や検察庁等で何ができるかということ日々考えている。スポット的で広がりが少ないという点についてどうか。

□ 私自身、金融広報教育というものを県内で行っているが、学校教育のカリキュラムに組み込むことについては、文部科学省との折り合いがあり難しい。参考として、金融リテラシーに関する事項についてアンケート調査を実施し、その結果をアメリカやヨーロッパなど他の先進国のアンケート結果と比較対照してみたり、また、都道府県別の結果をクイズ形式で出題して楽しみながら知識を付与する工夫をしたりと、敷居の低いところから金融リテラシーを向上させる取組を行っている。これがおもしろいということになれば、自然発生的にマスコミや学校が取り上げてくれるのではないかと期待している。

また、中学生や高校生には、自分の住んでいるところや自分が興味を持っているものに、金融面からどういう貢献ができるかというテーマで論文のコンクールを行うなどしている。裁判所も法教育ずばりではなく、その周辺の興味を引く事項について論文のコンクールを行ったらいいのではないか。

□ スポット的な取組では効果が上がらないという御意見もあったが、最近フィールドワークを重視した教育が行われており、学生からすると、裁判所に行くこと自体初めてのことであり、法廷で生の裁判員裁判を傍聴することだけでも刺激になり、すごくためになる。

□ 小学生の参加が多くなっているのは、小学校の先生の関心が高まっているからだと思われるため、学生を指導する側、つまり先生の関心を高めることが大事だと思う。また、どういうところに関心を持ったかや、どういうところの考えが変わったのかなどのアンケートをとって結果を把握することも、ニーズを把握する一つの方法だと思う。

本年7月に松山で開催された高校生模擬裁判選手権に審査員として参加し、大変感心した。現在は、特定の高校のみが参加しているようだが、法やディベートとはこういうものだということが身に付くモデルケースだと思うので、予選を開くなどして門戸を広げ、また、自由に傍聴できるようにすればいいのではないか。

□ 身近な法律相談などをテレビの番組で行えば興味を引くのではないか。法教育というのは固いイメージがあるので、スポット的なイベントではあっても、裁判所はこういうことをやっているということをメディアを通じて視聴者にアピールしていくことがよいのではないか。

□ 小・中学生については、体験したことがすごく心に残るので、一度経験させれば、興味が将来につなげることができるのではないかと思う。一方、高校生については、今後の進路決定を意識した取組を考えるべきである。そのためには、教員に対する働きかけが重要であり、教員を対象とした取組も深めていくのがいいと思う。

なお、各取組の学校への案内時期については、毎年4月の初旬に年間の行事計画が決まってしまう実態なので、年度末の少し前ころの時期に行えばいいと思う。また、教育委員会から各学校に情報提供が行われるので、教育委員会に相談して行うのもよいと思う。

□ 模擬裁判を商業施設のイベント会場を利用するなどして公開の場で行ってみるのもインパクトがあっているのではないか。

□ 選挙権の年齢が18歳に引き下げられたが、高校生は、何をすれば選挙違反になるか全く知らない。検察庁のほうで、こういうことをすれば選挙違反になるというような点について教育してもらいたい。

□ 大学では、インターンシップが単位となっている。裁判所や検察庁でも積極的に学生を受け入れていただくようお願いしたい。

□ 大学では、1年生を対象に、様々な分野の方を講師に招いて講演を行っている。司法の分野から裁判官を講師として派遣してもらえたらお願いしたい。

□ 高校生模擬裁判選手権は、参加校の視野を広げるべきである。レベルが高くなり過ぎないように数校で予選をしてテレビで放送するなどすれば、模擬裁判も興味を持ってもらえるのではないか。

- 県では、今年の5月から消費者教育の推進専門員を1人雇用しており、この者が学校に直接出向いて、消費者教育の広報を行っている。足しげく通っているが、講師派遣に結びつくケースは多くない。消費者教育は、各学校の取組に委ねられているが、現場任せにすると取組がなかなか進まないことから、推進専門員を活用して地道に広報活動を行うしかないと思っている。
- 学校側の要望に則した講師派遣が望ましい。学校側の需要を把握する意味でも、直接担当の先生と会って話をすることが大事だと思う。
- 本日頂いたアイデアを生かしながら、法教育の推進を更に充実したものにしていきたい。

(4) 次回期日について

平成29年4月19日午後3時

(5) 次回テーマについて

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応について」(仮題)